## 造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業請負(小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐)
- 2 事業場所 山形県西置賜郡小国町折戸外4大石沢外9119番外28国有林外 23林班ほ1小班外
- 3 事業量 地拵 1.57ha 植付 1.57ha 下刈 28.35ha 除伐 8.68ha a
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額 金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。 (適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選技	選択条項	
週の目的のクロカ	医7	八字位	医八木切
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付る	第4条第1項第2号	
×	価証券等の提供		
	銀行、発注者が確実	第4条第1項第3号	
×	保証		
×	公共工事履行保証証	第4条第1項第4号	
×	履行保証保険契約 の	第4条第1項第5号	
×	支給材料及び貸与品	第 15 条	
×	前金払	第 35 条第 1 項	
×	中間前金払	第35条第3項	
0	部分払	第 38 条	
×	国庫債務負担行為に	第 40 条	

## 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項 別紙のとおり 上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月13日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により 契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢 5 8 1 - 4 5 分任支出負担行為担当官 置賜森林管理署長 笠井 修一

請負者

# 造林事業請負(小国町地区、地拵•植付•下刈•除伐)事業内訳書

記入番号	作業種及び 作業手段	林小班	数量 (本数)	単位	事業期間	森林事務所	備考
1	地 接 機 械	23151	0.71	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年6月30日	舟渡	全刈枝条存置
2	地 拵 機 械	23~	0.86	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年6月30日	舟渡	全刈枝条存置
	計		1.57	ha			

## 造林事業請負(小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐)事業内訳書

記入番号	作業種及び 作業手段	林小班	数量 (本数)	単位	事業期間	森林事務所	備考
1	植 付 人 力 植 付	231\$1	0.71 (2,150) 0.86	ha 本 ha	契約締結日の翌日 〜令和7年6月30日 契約締結日の翌日	舟渡	スギ コンテナ苗 3,000 本/ha スギ特定苗木 コンテナ苗
2	人力	23~	(2,600)	本	~令和7年6月30日	舟渡	3,000 本/ha
			1.57	ha			
	計		(4,750)	na 本			

# 造林事業請負(小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐)事業内訳書

記入番号	作業種及び 作業手段	林小班	数量 (本数)	単位	事業期間	森林事務所	林齢	備考
1	下 刈(全刈) 機 械	1851	0.77	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	舟渡	4年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
2	下 刈(筋刈) 機 械	38L	0.65	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	舟渡	5年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
3	下 刈(筋刈) 機 械	39は	0.92	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	舟渡	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
4	下 刈(筋刈) 機 械	39は1	1.26	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	舟渡	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
5	下 刈(全刈) 機 械	3913	5.48	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	舟渡	5年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
6	下 刈(全刈) 機 械	42け	0.94	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	舟渡	5年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
7	下 刈(筋刈) 機 械	44カゝ	1.45	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	<b>舟渡</b>	5年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
8	下 刈(全刈) 機 械	44 <i>৯</i>	1.96	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	舟渡	4年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
9	下 刈(全刈) 機 械	44み2	0.20	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	<b>舟渡</b>	4年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
10	下 刈(筋刈) 機 械	445	0.79	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	舟渡	5年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
11	下 刈(筋刈) 機 械	5943	0.27	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
12	下 刈(筋刈) 機 械	5944	0.28	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
13	下 刈(筋刈) 機 械	5945	0.21	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
14	下 刈(筋刈) 機 械	5946	0.27	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
15	下 刈(筋刈) 機 械	5947	0.40	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
16	下 刈(全刈) 機 械	68V	1.43	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
17	下 刈(全刈) 機 械	69つ	1.42	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	叶水	2年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
18	下 刈(全刈) 機 械	69つ	0.50	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	叶水	2年生	ユリノキ 750 本/ha
19	下 刈(筋刈) 機 械	82わ	1.89	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	叶水	4年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
20	下 刈(筋刈) 機 械	82わ1	2.27	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	叶水	4年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
21	下 刈(筋刈) 機 械	91-1は3	0.29	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	小国	5年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
22	下 刈(筋刈) 機 械	9311	1.10	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
23	下 刈(筋刈) 機 械	935	0.38	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	小国	6年生	スギ 2,000本/ha 刈幅1.6m
24	下 刈(全刈)機 械	102L	3.22	ha	令和7年6月10日 ~令和7年10月31日	玉川	2年生	スギ 2,400本/ha メリ幅1.4m 森林施業上の理由により作業 期間を指定することがある。 監督職員の指示に従うこと。
	計		28.35	ha				

# 造林事業請負(小国町地区、地拵•植付•下刈•除伐)事業内訳書

記入番号	作業種及び 作業手段	林小班	数量 (本数)	単位	事業期間	森林事務所	備考
1	除伐 人 力	3892	1.87	ha	契約締結日の翌日 〜令和7年10月31日	舟渡	
2	除伐 人 力	39&	3.17	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	舟渡	
3	除伐 人 力	88わ3	1.36	ha	契約締結日の翌日 ~令和7年10月31日	小国	
4	除伐 人 力	989	1.60	ha	令和7年5月20日 ~令和7年10月31日	玉川	森林施業上の理由により作業 期間を指定することがある。監 督職員の指示に従うこと。
5	除伐 人 力	102る	0.68	ha	令和7年5月20日 ~令和7年10月31日	玉川	森林施業上の理由により作業 期間を指定することがある。監 督職員の指示に従うこと。
	計		8.68	ha			

### 特約事項(造林事業)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、 感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

## 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。